

2023年度大学院奨学生 採用候補者の皆さんへ

必読

一進学後、奨学生に採用されるためのてびき一
第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金

2023年度大学院奨学生採用候補者（以下、「採用候補者」という。）の皆さんは、本冊子に記載された手続きを経て正式に奨学生となります。ついては、併せて交付する「採用候補者決定通知」（以下、「決定通知」という。）の注意事項もよく読み、大切に保管のうえ手続き漏れ等のないようにしてください。

奨学金について不明な点がある場合は、申込時に配付された「2023年度入学者用 貸与奨学金案内（大学院予約）」（以下、「奨学金案内」という。）や日本学生支援機構ホームページをご覧ください。なお、制度改正等により、本冊子に記載された事項に変更がある場合は、進学先の大学院を通じてお知らせします。

インターネットによる進学届の提出期限と奨学金初回交付日

進学届の提出期限については、進学先の大学院に確認し、大学院が指定する期日を記入してください。

提出期限	初回交付日（予定）
2023年 4月5日（水）	2023年 月 日（ ）

進学届提出用ホームページアドレス <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8:00～25:00（最終締切日の受付時間は8:00～24:00）

※ 受付時間を過ぎるとログインできなくなります。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください（入力時間の目安：30分～1時間）。



スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

・OS：Windows系、iOS系、Android系

・ブラウザ：Microsoft Edge、iOS版 Mobile Safari、Android版 Google Chrome 推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）のトップページを参照してください。

（注）OS：Mac系 ブラウザ：Internet Explorer、Firefox や PC 版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため動作保証しておりません。

【申込情報の保護について】

進学届の提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗用については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

目次

I 進学前の準備・注意事項

1. 採用候補者への交付書類3
2. 「決定通知」の記載内容4
3. 採用候補者の辞退5
4. 外国籍の人5
5. 過去に機構の奨学金の貸与を受けたことがある人5
6. 保証制度を利用するための準備6
7. （人的保証）連帯保証人・保証人の選任条件7
8. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き8
9. 労働金庫の入学時必要資金融資「つなぎ融資」に関する注意点10

II 進学後の手続き（2023年4月入学後）

1. 進学時の提出書類11
2. 「進学届」入力の際に、手元に用意する書類11
3. 「進学届」の提出11
4. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退12

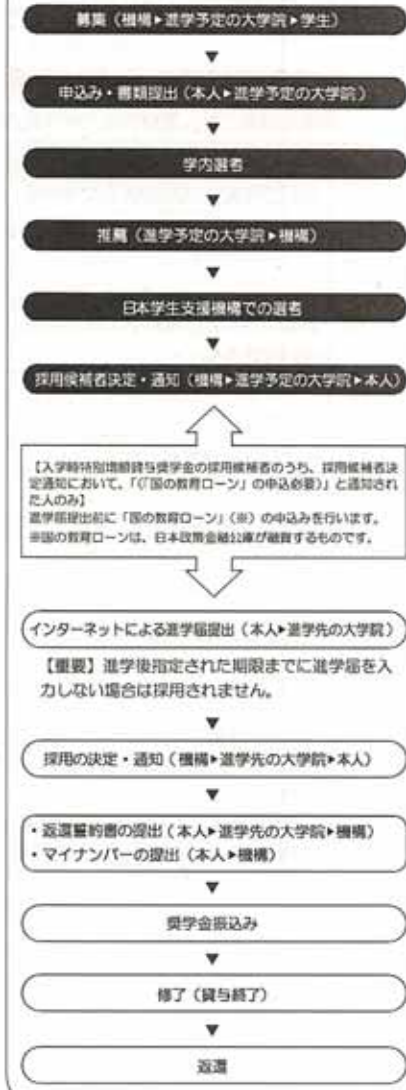
III 採用時の手続き（進学届の提出後）

1. 奨学生採用に係る書類の交付14
2. マイナンバーの提出14
3. 「返還誓約書」の提出15

IV 奨学生採用後

1. 奨学生採用後（貸与期間中）に変更できる事項16
2. 奨学金の振込開始16
3. 貸与奨学金継続願・選考認定17
4. 奨学金の返還17

奨学金申込みから採用・返還までの流れ



10ページと11ページの間に、「進学届入力下書き用紙（大学院用）」が挟み込まれています。本冊子から抜き取ってお使いください。

I 進学前の準備・注意事項

1. 採用候補者への交付書類

採用候補者には、進学予定の大学院を通じ、次の書類が交付されます。

	書類	対象	備考
1	2023年度大学院奨学生採用候補者決定通知	全員	紛失した場合は、進学先の大学院に速やかに申し出てください。紛失した場合は初回振込みが大幅に遅れる場合があります。
2	2023年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ	全員	本冊子です。
3	ろうきん 入学時必要資金融資のご案内	該当者のみ ※1	本冊子10ページも参照してください。
4	入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書	該当者のみ ※2	入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のうち、下記※2に該当する人は、進学後、進学先の大学院に提出してください。 なお、同時に提出する書類については11ページを参照してください。
5	日本政策金融公庫のお手続きが必要な方へ	該当者のみ ※2	手続きについては8ページを参照してください。

※1 「決定通知」において、「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の「結果」欄に『「国の教育ローン」の申込必要』または『「国の教育ローン」の申込不要』の記載がある人が対象です。

※2 「決定通知」において、「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の「結果」欄に『「国の教育ローン」の申込必要』の記載がある人のみが対象です。

2. 「決定通知」の記載内容

「決定通知」は、【進学先提出用】と【本人保管用】があります。【本人保管用】にはインターネットによる「進学届」の提出に必要な「パスワード」が記載されています。

① 登録番号

奨学生として採用されるまでの間、あなたを特定するための番号です。

② 氏名

あなたの氏名です。正しいことを確認してください。特に「カナ氏名」が選っていると進学後に奨学金の振込みができません。
※小さい文字（「ッ」「ャ」「ュ」「ョ」）は、全て大きい文字（「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」）で表記されています。

③ 結果

「○」が採用候補者として決定した奨学金の種類です。

④ 申込時の選択内容

申込時に選択した貸与額・返還方式・保証制度・利率の算定方法です。
※利率の算定方法は第二種奨学金又は入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方について記載されています。

⑤ 本人記入欄

進学後、進学先の大学院へ提出する時に記入してください。

⑥ 奨学金振込口座

申込時に登録した奨学金振込口座です。誤りがないか確認してください。
※奨学金振込口座に誤りがある場合、又は申込時に登録した奨学金振込口座を変更する場合は、「進学届」提出時に変更してください（12ページ参照）。

⑦ パスワード

パスワードは、「進学届」の提出時に必要です。管理には十分注意してください。

【進学先提出用】

2023年度大学院奨学生採用候補者決定通知
【進学先提出用】

登録番号: 00000001-0-00000000

氏名: 学姓 姓 名
(フリガナ: 山田 太郎)

交付書類コード: 【A】
※「A」は、入学時特別増額貸与奨学金の振込み口座を指定する書類のコードです。振込み口座を指定しない場合は「B」です。

奨学金の種類について

奨学金の種類	貸与額	返還方式	保証制度	利率の算定方法
第一種奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式
第二種奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式
入学時特別増額貸与奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式

申込時の選択内容

項目	選択内容
貸与額	年間: 100,000 円
返還方式	元金均等返済方式
保証制度	学費保証方式
利率の算定方法	固定利率方式

本人記入欄

項目	記入内容
入学予定の大学院	〇〇大学大学院 〇〇学部 〇〇学科
入学予定の年度	2024年度
入学予定の月	4月
入学予定の日	1日

パスワード: 12345678901234567890

【本人保管用】

2023年度大学院奨学生採用候補者決定通知
【本人保管用】

登録番号: 00000001-0-00000000

氏名: 学姓 姓 名
(フリガナ: 山田 太郎)

交付書類コード: 【A】
※「A」は、入学時特別増額貸与奨学金の振込み口座を指定する書類のコードです。振込み口座を指定しない場合は「B」です。

奨学金の種類について

奨学金の種類	貸与額	返還方式	保証制度	利率の算定方法
第一種奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式
第二種奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式
入学時特別増額貸与奨学金	年間: 100,000 円	元金均等返済方式	学費保証方式	固定利率方式

申込時の選択内容

項目	選択内容
貸与額	年間: 100,000 円
返還方式	元金均等返済方式
保証制度	学費保証方式
利率の算定方法	固定利率方式

本人記入欄

項目	記入内容
入学予定の大学院	〇〇大学大学院 〇〇学部 〇〇学科
入学予定の年度	2024年度
入学予定の月	4月
入学予定の日	1日

パスワード: 12345678901234567890

3. 採用候補者の辞退

奨学金を辞退する場合、工学研究科では所定の手続きが必要です。必ず教務課までご連絡願います。

採用候補者を辞退する場合は、進学届を提出しないことにより辞退になります。

また、第一種奨学金・第二種奨学金の併用貸与の採用候補者が、第一種又は第二種のどちらかを辞退する場合は、進学届の画面において辞退の手続きを行うことができます。但し、いずれの場合も一度辞退として送信した後は、いかなる理由があっても辞退の取消しはできません。

4. 外国籍の人

外国籍の人は、以下のいずれかの在留資格を有している人のみ、貸与を受けることができます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

※「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※申込資格のない在留資格の人が「永住者」、「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることはできません。

進学して奨学生に採用後、上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金全額を速やかに返金していただくことになりますので、改めて在留資格を確認してください。もし、本機構奨学金の貸与を受けることができない在留資格であった場合は、進学届を提出することはできません。また、在留資格が不明の場合は、在留資格の記載がある在留カードや住民票等を進学先の大学院へ提示して確認してもらってください。

	申込資格のない在留資格
1	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
3	文化活動、短期滞在
4	留学、研修、家族滞在
5	特定活動

5. 過去に機構の奨学金の貸与を受けたことがある人

次の①～③を確認してください。詳しくは「奨学金案内」の6ページを参照してください。

- ① 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用または採用を取り消します。
ア、過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合
イ、過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合
- ② 奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、採用されません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ③ 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり採用とならない場合があります。

6. 保証制度を利用するための準備

(連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の依頼)

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお願いし、承諾をもらってください。奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」(15ページ参照)を進学先の指定する期日までに提出できない場合は、既に振込済みの奨学金を全額返金したうえで、採用が取り消されますので、注意してください。

1. 依頼する役割・内容

	機関保証	人的保証
お願いする役割	「本人以外の連絡先」(1人)	「連帯保証人」・「保証人」(各1人)
役割の内容	機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※ 保証の義務はありません。	連帯保証人 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。 保証人 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還する人です。 ※ 保証人には「分別の利益」が適用されます。また、「被索の抗弁権」、「催告の抗弁権」があります。
条件	あなたの住所・電話番号等を把握している人をお願いしてください。	「連帯保証人・保証人の選任条件」(7ページ参照) ※ 条件に該当する方を選任できない場合や、必要書類(15ページ)を提出できない場合は、機関保証に変更してください。
必要手続	「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。	「返還誓約書」に自署・押印(実印での押印)したうえで、必要書類(15ページ)を提出してもらう必要があります。 ※ 貸与中又は返還中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更(月額の変更等)の申請をする場合には、そのつど連帯保証人・保証人の自署・押印(実印)および印鑑登録証明書の提出が必要になります。

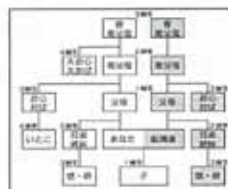
7. (人的保証) 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)	① 父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出時点で65歳未満の人。(※)
連帯保証人・保証人 共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます(右図参照)。

ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共通の条件」を満たしていない場合は選任できません。

(※)については、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。



【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人については「4親等以内の親族」又は「65歳未満」であることの条件を満たさない場合、「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であることを示す書類として「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出することにより選任できます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。事前に、その人の収入・所得や資産等に関する証明書類により基準を満たすことを必ず確認してください。

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
	給与所得者以外：年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
B	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額 (保証人は貸与予定総額の2分の1)	預貯金残高証明書
C	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額 (保証人は貸与予定総額の2分の1)	固定資産評価証明書

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	年間収入(※1) + (預貯金残高 ÷ 16(年)) ≥ 320万円(※2)
A+C	年間収入(※1) + (固定資産の評価額 ÷ 16(年)) ≥ 320万円(※2)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)
A+B+C	年間収入(※1) + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16(年) ≥ 320万円(※2)

(※1) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

(※2) 320万円は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち、給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額(年間所得 ≥ 220万円)により判断してください。

選任条件については、「奨学金案内」の17～19ページも参照してください。

8. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き

「決定通知」に記載された内容に応じて、以下の(1)または(2)の手続きが必要です。

9ページ【「入学時特別増額貸与奨学金」及び労働金庫(労金)の「入学時必要資金融資(つなぎ融資)」を受けるまでの手続き】のフロー図も併せて確認してください。

入学時特別増額貸与奨学金(10～50万円の10万円単位のいずれか)は、あくまで進学後に貸与するものであり、入学前に必要となる資金に充てることはできません。

(1) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金(「国の教育ローン」の申込必要)」と記載のある人

① 進学前に、原則として父母のどちらかが日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)へ申込みをする必要があります。入学時特別増額貸与奨学金を受けるためには、「申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった」ことを証明するため、「進学時の提出書類」(11ページの『1. 「進学時の提出書類」』参照)のすべての提出書類を進学時に提出する必要があります。

※ 公庫の「国の教育ローン」を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった人、公庫の定める要件を満たさないために審査対象外となった(申し込みなかった)人は、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。

公庫の定める要件等の詳細は、別紙『日本政策金融公庫の手続きが必要な方へ』(該当者のみ配付)を参照してください。

② 前記①で公庫に「申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった」人のうち、希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫の「入学時必要資金融資」(以下、「つなぎ融資」という。)を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「進学時の提出書類」(11ページの『1. 「進学時の提出書類」』参照)のすべての提出書類を労働金庫に提出する必要があります。

※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学・大学院へ「進学時の提出書類」のすべての提出書類及び進学届を提出すれば、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

※1 つなぎ融資の詳細は、別紙『入学時必要資金融資のご案内』(該当者のみ配付)を参照してください。

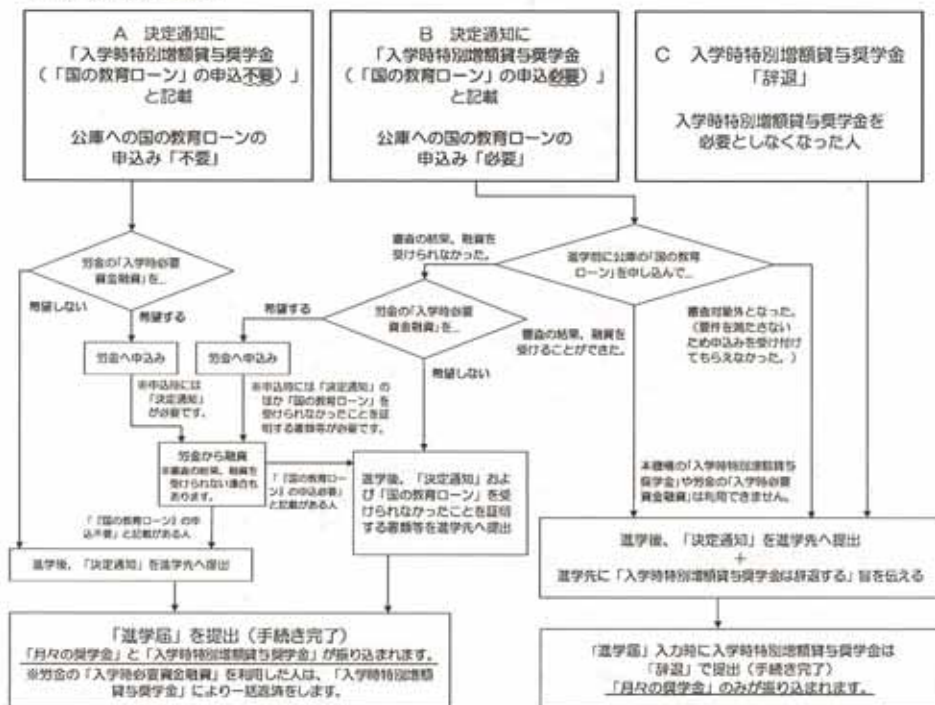
※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

(2) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国の教育ローン」の申込不要）」と記載のある人

- ① 公庫への申込みは不要です。進学届の提出により入学時特別増額貸与奨学金が貸与されます。
- ② 希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫のつなぎ融資を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「決定通知」を労働金庫に提出する必要があります。
- ※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学へ「決定通知」及び進学届を提出すれば本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

- ※1 つなぎ融資の詳細は、別紙『入学時必要資金融資のご案内』（該当者のみ配付）を参照してください。
- ※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」及び労働金庫の「入学時必要資金融資（つなぎ融資）」を受けるまでの手続き



9. 労働金庫の入学時必要資金融資「つなぎ融資」に関する注意点

労働金庫のつなぎ融資は、入学前に必要な資金について、「決定通知」に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資するものです。よって、進学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利息を含めて融資された金額を一括で返済することとなります。

ここでは、つなぎ融資を利用する場合の注意点を、次の①～④に記載しています。

- ① 進学後、速やかに「進学届」を提出すること。
進学届の提出日によって、奨学金の初回振込日が変動します（初回振込日が遅くなると、労働金庫へのつなぎ融資の返済も遅くなります）。
- ② 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を必ず希望すること（下記【参考】のように「はい」を選択すること）。

【参考】「進学届入力下書き用紙」7 ページ抜粋

B-奨学金申込情報

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか。 ○ はい ○ いいえ

- ③ 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」を受けた金額より低い金額に変更しないこと（労働金庫への一括返済ができなくなります）。
- ④ 奨学金振込口座は、必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。
予約採用の申込時に別の金融機関を奨学金振込口座として登録している場合は、進学届の提出において必ず労働金庫の口座に変更する必要があります。

Ⅱ 進学後の手続き（2023年4月入学後）

1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに、進学先の大学院の奨学金窓口で次の書類を提出してください。
なお、採用候補者を対象とした奨学金の手続きに関する説明会がありましたら必ず出席してください。

	書類	備考
1	2023年度大学院奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】（機構様式）	全員提出が必要です。
2	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」 （機構の所定様式）	該当者のみ提出が必要です。決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国の教育ローン」の申込必要）」の記載がある人で、入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は提出が必要です。提出できない場合は、入学時特別増額貸与奨学金を受けることができませんので、「進学届」の画面上で必ず入学時特別増額貸与奨学金を辞退してください。
3	融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー ※圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。	

採用候補者決定通知に印字されている大学院・課程・研究科に進学できなかった場合は、進学届を提出することはできません。

2. 「進学届」入力の際に、手元に用意する書類

①必ず手元に用意する書類

- ・採用候補者決定通知
- ・進学届入力下書き用紙（進学届提出前に予め記入しておいてください。）
- ・本人通帳のコピー（「進学届入力下書き用紙」12ページに貼り付けてください。）
- ※（返還免除除年度に申し込んでいる場合）申込完了画面のコピー等受付番号がわかるもの

②手元に用意しておくことが望ましい書類

- ・市区町村で発行された学生本人の「住民票」（※）
- ・（機関保証の場合）「本人以外の連絡先」に選任した人の情報がわかるもの
- ・（人的保証の場合）市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」（※）
- ・（人的保証の場合）連帯保証人の収入に関する証明書類（※）
- ・（人的保証の場合）市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」（※）
- ・（人的保証の場合で、「奨学金案内」の18～19ページ記載の例外に該当する人を選任する場合）選任する人の資産等に関する証明書類（※）

（※）で示した書類に記載された氏名・生年月日・住所等の情報はインターネットによる「進学届」提出時に入力する必要があります。また、これらの書類は採用後に提出する返還誓約書へ添付して提出することが必要となります。詳しくは15ページを参照してください。

3. 「進学届」の提出

インターネットにて「進学届」を提出します（「進学届入力下書き用紙」参照）。提出にあたっては、上記1. 進学時の提出書類を提出後、大学院より交付されるユーザID及びパスワードを進学届提出用ホームページから入力することが必要です。

なお、債務整理中の人は、進学届を提出し、採用された場合でも、奨学金の交付が取りやめとなる場合があります。

4. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退

「決定通知」の内容は、進学届提出時に変更できる項目と進学届提出後に変更できない項目があります。

※奨学生採用後（貸与中）に変更できる事項は16ページをご確認ください。

①「進学届」提出時に変更できる項目

下表の項目について変更を希望する場合は、進学後に提出する「進学届」の画面上で変更してください。【「進学届入力下書き用紙」参照】

	項目	備考
1	貸与月額	貸与月額の種類は、進学届入力下書き用紙5～6ページまたは「奨学金案内」5ページを参照してください。 貸与奨学金は、卒業後に返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。
2	第一種奨学金の返還方式	返還方式の説明は、進学届入力下書き用紙6ページまたは「奨学金案内」の11～13ページを参照してください。 第一種奨学金で「所得連動返還方式」へ変更した場合、保証制度は機関保証となります。
3	利率の算定方法	利率の算定方法の説明は、「奨学金案内」の9～10ページを参照してください。
4	入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退	労働金庫の「入学時必要資金融資」（10ページ参照）を利用した場合、入学時特別増額貸与奨学金を辞退しないでください。
5	入学時特別増額貸与奨学金の貸与額	入学時特別増額貸与奨学金の貸与額の種類は、進学届入力下書き用紙7ページまたは「奨学金案内」の5ページを参照してください。 貸与奨学金は、卒業後に返還することが必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。ただし、労働金庫の「入学時必要資金融資」（10ページ参照）を利用した場合、「入学時必要資金融資」の金額より低い金額に変更をしないでください。
6	保証制度	保証制度の説明は、「奨学金案内」の15～19ページを参照してください。 第一種奨学金の返還方式を「所得連動返還方式」へ変更した場合、保証制度は機関保証となります。
7	本人の生年月日	「決定通知」に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。
8	奨学金振込口座 （採用候補者本人名義の口座）	利用可能な金融機関は以下のとおりです。 ゆうちょ銀行の通常貯金口座、及び、銀行、信用金庫、労働金庫または信用組合（一部を除く）の国内の本店・支店・出張所の普通預金口座 ただし、労働金庫の「入学時必要資金融資」（10ページ参照）を利用した場合、労働金庫のみとなります。なお、農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）は使用できません。
9	第一種・第二種併用貸与の片方の辞退	進学届の画面上で辞退を行うことができます。

本人の氏名については、進学届提出時に変更できないため、決定通知に記載の内容で進学届提出後、速やかに大学院の担当者へ申し出て所定の願・届を提出してください。

(2) 「進学届」の提出後（貸与期間中含む）に変更できない事項

下表の項目は、「進学届」を提出後は変更することはできません。

	事項	説明・備考
1	入学時特別増額貸与奨学金の額	1回の振込みで貸与終了となるため。
2	第一種奨学金+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	1回の振込みで貸与終了となるため。
3	入学時特別増額貸与奨学金の辞退の取消し	一度辞退するといかなる理由があっても辞退の取消はできません。
4	保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。
5	第一種・第二種併用貸与の片方の辞退の取消し	一度辞退するといかなる理由があっても辞退の取消はできません。改めて辞退した奨学金を希望する場合は、「在学採用」で申し込み必要があります。

(3) 進学後に別の種別の奨学金を希望する場合

「決定通知」に記載されていない奨学金を進学届で申し込むことはできません。

「決定通知」に記載している奨学金と別の種別の奨学金を希望する場合（例：第一種奨学金の採用候補者が進学後に第二種奨学金も希望する場合）、申込資格、推薦基準等を満たしていれば、進学後の「在学採用」に申し込むことができます。

Ⅲ 採用時の手続き（進学届の提出後）

1. 奨学生採用に係る書類の交付

奨学生として採用されると、進学先の大学院から次の書類が交付されます。

	書類	説明
1	奨学生証 [全員に交付]	奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	採用された後の手続きや返還誓約書の書き方等に特化して説明したものです。貸与が終了するまでの間の諸手続きや、返還にあたっての注意等が記載されていますので、よく読んで内容を理解してください。
3	返還誓約書 [全員に交付]	借入予定金額と保証関係、及び貸与終了後の返還方法を確認し、あなたと本機関の金銭消費貸借契約を明確にする契約書（借用証書）です。進学先の大学院が定める期日までに、必要書類とともに必ず提出してください（15ページ参照）。
4	保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書	機関保証を選択した人のみに交付されます。進学先の大学院が定める期日までに返還誓約書と併せて提出してください。
5	「マイナンバー提出書」のセット (封筒) [全員に交付※]	以下の3点が封入されています。 ・「マイナンバー提出書」 ・「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・「提出用封筒」

2. マイナンバーの提出

奨学生として採用された人に交付される上表の「5 「マイナンバー提出書」のセット」については、下表のとおりマイナンバー等の必要書類をととのえて機関の指定先に提出してください（提出先は大学院ではありませんのでご注意ください）。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に配付される説明資料を必ず確認してください。

提出書類	①「マイナンバー提出書」 ②番号確認書類（以下のうちいずれか1点） ア、マイナンバーカードの裏面のコピー イ、マイナンバーが記載された住民票の写し（コピー可）（発行日が6か月以内のもの）又はマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書（コピー可）（発行日が6か月以内のもの） ウ、通知カード表面のコピー（住所・氏名等に変更が生じている場合は提出不可） ③身元確認書類のコピー（氏名と生年月日の記載が必要） マイナンバーカードの表面、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、療育手帳、小型船舶操縦免許証、学生証（氏名・生年月日及び顔写真付きに限る）の場合は1点 健康保険証（記号・番号はマスキングして提出）、学生証（顔写真なし。氏名及び生年月日が印字されているもの）、在学証明書（氏名及び生年月日が印字されているもの）、年金手帳、戸籍謄本又は戸籍抄本、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（番号確認書類として通知カードを提出する場合のみ可）の場合は2点
------	--

※過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、マイナンバー及びその他の確認書類の提出は不要です。

3. 「返還誓約書」の提出

採用時には、「返還誓約書」を進学先の大学院が定める期日までに提出しなければなりません。期日までに提出しない場合、「返還誓約書」の署名・押印及び添付書類の不備が解消されない場合は、振込まれた奨学金を全額返金したうえで、採用取消となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類の一覧

「返還誓約書」の提出にあたり、余裕をもって準備してもらえるよう、何が必要であるかを予め選任した連帯保証人、保証人へ伝えておきましょう。

なお、書類はマイナンバーの記載がないものを用意します。

	対象の人	「返還誓約書」		その他提出が必要な書類
		自署	押印	
機関保証	あなた	必要	不要	・「住民票」(※) ・「保証依頼書・保証料支払依頼書」
	「本人以外の連絡先」に選任した人	必要	不要	なし
人的保証	あなた	必要	不要	・「住民票」(※)
	連帯保証人	必要	必要 (実印)	・収入に関する証明書 ・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人			(上記に加え) ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類
	保証人	必要	必要 (実印)	・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人			(上記に加え) ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類

(※)「返還誓約書」の添付書類に奨学生本人の「住民票」の印字がない場合は、過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを提出していることが進学届の入力により確認できたため、住民票の添付は不要です。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、返還する際の割賦方法を選択してください。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し(月賦分)、もう半分以上半年賦(1月と7月)で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

※所得連動返還方式を選択した第一種奨学生については月賦返還のみとなりますので、割賦方法を選択する必要はありません。

Ⅳ 奨学生採用後

1. 奨学生採用後(貸与期間中)に変更できる事項

下表の項目は、貸与期間中に変更が可能です。変更を希望する場合は、大学院の奨学金窓口へ申し出てください。

	事項	説明・備考
1	奨学金の辞退	「返還誓約書」を正しく提出した後は奨学金はいつでも辞退する(やめる)ことができます。
2	奨学金振込口座	振込口座の情報が誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
3	貸与月額	貸与奨学金は、卒業後に返還する必要があります。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、入学時特別増額貸与奨学金の額は、1回の振込みで貸与終了となるため変更できません。
4	利率の算定方法	第一種奨学金+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法は、1回の振込みで貸与終了となるため変更できません。
5	返還方式	第一種奨学金については、返還方式(「定額返還方式」または「所得連動返還方式」)を変更できます。 なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
6	保証制度を利用するための準備	選任条件を十分に確認してください(連帯保証人、保証人については6~7ページ参照)。
7	保証制度(人的保証から機関保証への変更)	貸与開始月までさかのぼり、保証料を一括で所定の期限までに支払う必要があります。

2. 奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、奨学金の振込みが開始されます。初回振込日は進学届の提出時期によって異なりますが、その時に4月分からの奨学金が(入学時特別増額貸与奨学金も希望する場合は同時に)まとめて振込まれます。ただし、「進学届」にて入力(確認)した奨学金振込口座の情報が誤りがある場合は、振込みが遅れます。

※初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

3. 貸与奨学金継続願・適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、本機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

奨学金の貸与期間は原則として標準修業年限の終期まで（2年制の修士課程であれば2年間）ですが、毎年1回、貸与の継続を希望するか否かを確認する手続き（継続願の提出）や、奨学生としての適格性が保たれているかを確認する手続き（適格認定）があります。

期限までに必要な手続きを怠ると奨学生の資格を失います。また、学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日に行ってください。

4. 奨学金の返還

詳しくは、「奨学金案内」、「貸与奨学生のしおり（機構ホームページに掲載）」、貸与終了時にご案内する「返還のてびき（ダイジェスト版）」もしくは機構ホームページをご覧ください。

(1) 口座振替による返還

① 返還方法

奨学金の返還は、貸与終了時に指定した口座からの口座振替（引落し）により行います。

② 返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）に始まります。

③ 割賦金（毎月の返還額）

ア 第一種奨学金（定額返還方式）、第二種奨学金の場合

返還期間（回数）は、貸与総額により定まり、毎月の返還額は返還期間及び「返還誓約書」にて選択した割賦方法により定まります。

イ 第一種奨学金（所得連動返還方式）の場合

前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。返還額は、「課税対象所得×9%÷12」により算出されます。最低返還月額額は2,000円です。返還期間は、毎月の返還額により変動します。

ただし、初年度の返還月額額は定額返還方式による返還月額額の半額とし、それでもなお返還が困難な場合は、申請により2,000円まで減額ができます。

なお、貸与終了後にあなたが被扶養者となった場合は、あなたを扶養している方のマイナンバー及び収入が分かる書類等を提出していただく場合があります。

採用時にマイナンバーを提出しない場合は、所得連動返還方式を選択していても、「定額返還方式」により算出された割賦金で返還することになります。

※ 第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくことになります。

※ 設定した条件にて返還額を試算するシステム「奨学金貸与・返還シミュレーション」を本機構のホームページにおいて公開していますので、ぜひご利用ください。
アドレス <https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



④ 返還例

「奨学金案内」33ページを参照してください。

(2) 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。ただし、貸与終了した奨学金のほかに奨学金の貸与を受けている場合にはできません。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、**据置期間利息**はかかります。

(3) 返還金を延滞した場合

① 延滞金

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金については賦課される利子を除く）に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

② 返還の督促及び個人信用情報機関へ延滞者として登録

延滞すると、本人、連帯保証人や保証人に対して、文書と同時に電話でも督促を行います。本人からの返還がない場合は、連帯保証人や保証人への請求・督促を行います。

また、3か月以上の延滞者は、返還誓約書における同意に基づき、個人信用情報機関にあなたの個人情報・契約の情報・返還情報が登録されます。新たに返還が開始となる人は、返還開始後6か月経過してから登録の対象となります。延滞を解消しても「約束通り返還している人」として登録され続け、返還完了の5年経過後に削除されます。

個人信用情報機関に「延滞者」として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。

※ この場合、自動車や住宅等の各種ローンが組めなくなる場合があるほか、クレジットカードの発行や利用が止められることにより、各種料金（公共料金や携帯電話等）の引落し、ショッピング（インターネットを含む）やキャッシング等ができなくなる場合があります。

(4) 延滞が解消されない場合

長年に渡って延滞が解消されない場合、法的手続等を行うことがあります。

機関保証加入者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関からあなたに督促することになります（「奨学金案内」36ページ参照）。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくてもかまわない」とあるいは「延滞してもかまわない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

また、代位弁済が行われた場合、今後新たに奨学金貸与の申込みをすることはできません（5ページ「5. 過去に機構の奨学金の貸与を受けたことがある人」参照）。

(5) 在学猶予

貸与終了後に引き続き在学（または進学）している場合、在学している期間は額出により返還期限が猶予（先送り）されます。ただし、研究生や聴講生など、在学猶予の対象とならないものもあります。また、通算10年間（120か月）の適用期間の制限があります。

(6) 返還が困難な場合

傷病や経済困難等で返還が困難になった人のために次の救済制度があります。

① 減額返還

傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、額出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。1回の額出で減額返還が適用される期間は1年以内です(1年ごとの額出が必要です)。また、通算15年間(180か月)の適用期間の制限があります。

※第一種奨学金の返還方式を「所得連動返還方式」とした場合、減額返還制度は利用できません。

② 返還期限猶予

傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、額出により返還期限を猶予(先送り)する制度です。1回の額出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です(1年ごとの額出が必要です)。また、額出の事由により、通算10年間(120か月)の適用期間の制限があります。

③ 返還免除

死亡または精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、額出により返還を免除する制度です。

(7) 特に優れた業績による返還免除について

① 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、②の返還免除内定者及び専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須としています。免除申請を希望する人は、第一種奨学金の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。

② 博士課程1年次に入学して第一種奨学金(※1)の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を上げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了(学位取得)できなくなった時(※2)は、返還免除の内定を取り消します。

③ 2023年度修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定制度の申請をした人は、スカラネットによる返還免除内定制度の申込みが完了したときに表示された「受付番号」を、進学届入力の際に忘れずに入力してください。

※1 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第一種奨学金(海外協定派遣対象)は、返還免除内定制度の対象外です。

※2 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなかった時は、内定取消の対象外です。

～ ご案内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。

奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。



●奨学金貸与・返還シュミレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。(右のQRコードからアクセス可能です。)



●スカラネット・パーソナル(スカラPS)

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や継続額等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。採用となった場合には、必ず新規登録をしてください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細をスカラPSで確認できます。

(右のQRコードからアクセスが可能です。)



●奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご活用ください。

(右のQRコードからアクセスが可能です。)



手続きに関するお問い合わせ先

●日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問い合わせの相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分(土日祝日・年末年始を除く)

奨学金の返還支援

貸与終了後の返還にあたり、地元企業に就職した方等を対象に、地方公共団体において様々な奨学金返還支援策が行われております。

日本学生支援機構のホームページに、こうした地方公共団体における奨学金返還支援制度を紹介するとともに、ホームページ内の「奨学金チャットボット」においても情報を提供していますので、是非ご活用ください。

●「地方公共団体の返還支援制度」

日本学生支援機構ホームページに掲載しています。



●「奨学金チャットボット」

地方公共団体が実施する奨学金返還支援策など、奨学金について自動でご案内しています。

